

公 告

分任契約担当官 陸上自衛隊朝霞駐屯地
東部方面会計隊本部業務科長 石橋 一隆

下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件名	規格	予定数量	単位	納入場所	履行期間	備考
シーツ等外注洗濯業務	仕様書のとおり	1	式	情報本部 大井通信所	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	

2 入札参加資格

- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 令和04・05・06年度及び令和07・08・09の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書を受けたのうち、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、「役務の提供等」の等級が「D等級以上」に格付されている者であること。
（令和07・08・09年度全省庁統一資格を申請中の場合は、申請中の旨を証明できる者であること。）

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊朝霞駐屯地 東部方面会計隊本部業務科事務室
東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsd/ae/kaikai/eafin/index.html>)

4 説明会及び入札の日時及び場所

- 説明会
実施しない
- 入札
ア 日 時： 令和7年3月11日（火）13時00分
イ 場 所： 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 C庁舎1階 入札室

5 保証金等に関する事項

- 入札保証金：免除とする。ただし落札者が契約を締結しない場合、入札単価に予定数量を乗じた額に消費税相当額を加算した額の5/100に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- 契約保証金：免除とする。ただし落札者が契約を履行しない場合、落札単価に予定数量を乗じた額に消費税相当額を加算した額の10/100に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- 遅延賠償：遅延部分1日につき、落札単価に確定発注数量を乗じた額に消費税相当額を加算した額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

6 入札の無効

- 第2項に示した入札参加資格の無い者の入札
- 入札に関する条件に違反した者の入札
- 入札金額が明瞭でない入札
- 電報、電話、FAXによる入札
- 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

7 落札決定方法

- 予定の総価（単価に予定数量を乗じた額の合計額）で落札を判定し、それぞれの単価をもって契約する。
- 入札単価は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 落札決定にあたっては、入札書に記載された消費税抜き単価をもって落札単価とし、対価算定にあたっては、落札単価に履行確定数量を乗じた額に消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

8 契約の締結

契約締結は令和7年4月1日とする。

9 最低価格入札者を落札者としめない場合

- 予定価格に比して入札金額が著しく低く、低入札価格調査を実施した結果適正な履行がなされないおそれがあると認められた場合は、最低の入札金額であっても落札者としめないことがある。
- 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った場合は、低入札価格調査を実施する。

1 0 契約書等の作成

- (1) 落札者は落札決定後、契約書（請書）を陸上自衛隊標準契約書の様式により遅滞なく作成し提出する。
- (2) 契約金額が50万円以上の場合は契約書を作成し、契約金額50万円未満の場合は契約書の作成を省略する。
 - ア 基本契約条項：「役務請負契約条項」
 - イ 特約条項：「単価契約に関する特約条項」「談合等の不正行為に関する特約条項」「暴力団排除に関する特約条項」

1 1 その他

- (1) 入札参加希望者は令和7年3月7日（金）17時00分までに下記の連絡先に一報すること。
- (2) 仕様書等の入札関係書類は、下記の連絡先にて配布する。
- (3) 第2項(5)に示す資格審査結果通知書（写）は、入札開始までに提出すること。
- (4) 入札者が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。
- (5) 本件入札においては郵便入札を可とする。
- (6) 初度入札において郵便により参加する場合は令和7年3月10日（月）17時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (7) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
 - ア 日 時：令和7年3月13日（木）16時00分
 - イ 場 所：東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 C庁舎1階入札室
- (8) 再度入札において郵便により参加する場合は令和7年3月13日（木）12時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (9) 入札及び契約心得を承知の上参加すること。
- (10) 入札及び契約事項に関する問い合わせ
連絡先： 東部方面会計隊本部 業務科 契約班 担 当： 中尾
TEL： 048-460-1711（内線5413） FAX： 03-3924-4312（直通）
- (11) 仕様書等に関する問い合わせ
連絡先： 情報本部大井通信所 担 当： 半澤 049-261-0022（直通）
225（内線）

調達要求番号：

情報本部大井通信所仕様書			
物品番号		仕様書番号	
件名	シーツ等外注洗濯役務	大-3	
		所長承認	令和6年12月5日
		作成	令和6年12月5日
		変更	令和 年 月 日
		作成部隊等	情報本部大井通信所

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、情報本部大井通信所において実施するシーツ等外注洗濯（以下、“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

本仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

本仕様書に引用する次の文書は、本仕様書に規定する範囲内において、本仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 一般的事項

本仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

2.1 期間

期間については、令和7年4月1日より令和8年3月31日までとする。

3 役務に関する要求

役務に関する要求は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。ただし、特にこれによりがたい場合は、直ちに作業を中止し、その旨を文書で契約担当官等に申し出て、指示を受けるものとする。

a) 洗濯要領は、一般的な水洗いによる洗濯とするものとする。

b) 品名、数量及び工程は、表1及び表2による。

表1-品名及び数量表

番号	品名	数量(枚)(基準)
1	シーツ	3,000
2	枕カバー	2,500
3	布団カバー	500
4	タオルケット	250
5	毛布	200
6	ベットパット	200

- c) 休業日は官側との調整によるものとする。
- d) 製品の受払いは、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約相手方規定の受領書及び納品書を用いるものとする。
- e) 品質は、破損がなく、洗濯処理により均一に洗濯及び乾燥され、溶液臭がなく、汚れ及びほこりが完全に除去されているものとする。

表 2-1 工程

番号	行程	作業内容
1	入場点検	入場時、製品の数量及び外観を点検する。
2	洗濯	一般的な水洗いにより、洗浄する。
3	点検	目視により、汚れ及びほこりがないか、点検を行う。
4	乾燥	しわを伸ばし、形を整える。
5	たたみ	調達要領指定書によって指定する場合を除き、商習慣による。
6	包装	規定量ごとに重ねて包装用バンドでこの字にバンドかけをする。

4 品質保証

検査は、契約担当官等の定める検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 搬出及び搬入

搬出及び搬入は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方において実施するものとする。

5.2 梱包

梱包は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商習慣による。

6 秘密保全

契約相手方は、本契約の履行中及び契約終了後において、契約の履行に当たり知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、防衛省の承認なく行ってはならない。また、官側の施設内を無許可で撮影してはならない。

6.1 その他の留意事項

この役務の実施に伴い、施設・機材等に損害を与えた場合は、速やかに監督官及び検査官等に報告するとともに、契約相手方の責任において速やかに現状に復旧するものとする。

6.2 災害補償

作業従事者にかかる災害補償については、請負側とする。

6.3 仕様書・役務に関する疑義

契約相手方は、この仕様書及び役務について疑義を生じた場合は、次による。

- a) 仕様書の内容については、契約担当官等の指示を受けるものとする。
- b) 役務の細部については、監督官等の指示を受けるものとする。